

1. 4月にかかる提出書類

4月にかかる提出書類

◎ 各種研究会負担金請求関係

町事務研代表校が、まとめて町へ請求する。請求者は「郡校長会長」名で。

町会計課より、直接振込みをする。

個人負担分は、各校より、郡研修センターへ。

◎ 校長会広報・小学校時報・中学校時報の請求書

請求書が届いたら、各校の財務会計より支出する。振込先は揖斐郡校長会会計にする。

◎ 補助金交付申請関係

補助金交付申請書（様式第2号）及び事業計画書・收支予算書（様式第3号）を教育委員会へ提出する。

補助金交付決定通知書（様式第3号）がきたら、請求書（様式第5号）に大野町指令番号等を記載して教育委員会へ提出する。

※ 児童指導費（生徒指導）、部活動費、進路指導費は5月に申請する。

※ 自然の家補助金（1人当たり1,000円）は、その都度手続きをする。

※ 福祉協力校補助金申請書と事業実施計画書を大野町社会福祉協議会事務局（老人福祉センター内）へ提出する。

◎ 知能検査料関係

教師用手引代を除いた、知能検査料のみの請求書を教育委員会へ提出する。

（教師用手引代は、各校で教育振興費・需用費・消耗品費にて支出する。）

◎ 就学援助費関係

6月、「要保護及び準要保護児童生徒認定申請書」を教育委員会へ提出する。

上記にかかる認定通知書がきたら、就学援助費の受領に関する保護者委任状と口座振込依頼書を教育委員会へ提出する。

支給計画書にもとづき、各学期毎に請求書を教育委員会へ提出する。

◎ 教師用教科書・指導書関係

町内各校で調整して、教育振興費・需用費・消耗品費にて支出する。